

和食産業展2015 出展申込書(契約書)

会場: 幕張メッセ
会期: 2015年3月4日(水)～3月6日(金)

早期申込期限 2014年10月17日(金)
通常申込期限 2014年11月28日(金)
支払期限 2014年12月26日(金)

一般社団法人 日本能率協会 御中 当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、以下のとおり出展申し込みをいたします。

問い合わせ・出展申込書(契約書)送付先 **和食産業展 事務局** 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内
TEL: 03-3434-1377 FAX: 03-3434-8076 E-mail: washoku@jma.or.jp

申込方法 公式ホームページからのご入力、プリントアウトいただけます。(捺印後、郵送が必要です。)

- 本出展申込書(契約書)裏面の出展規定を必ずご確認のうえ、必要事項をご記入ください。両面コピーを取り、貴社の控えとして保存してください。
- 早期申込出展小間料の適用には2014年10月17日(金)までに本出展申込書(契約書)の事務局到着が必要です。また、申込日翌日からの出展解約よりキャンセル料がかかります(本出展申込書(契約書)裏面第10条を参照のこと)。
- 出展申込小間数を削減する場合にも、出展申込の一部取り消し・解約とみなし、キャンセル料をお支払いいただきます。

1 出展小間料 (小間サイズ: 1小間: 間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m)

	区分	単価(税込)	申込小間数	料金
早期申込 [申込期限](事務局必着) 2014年10月17日(金)	会員※	¥324,000	×()小間	=¥
	会員外	¥356,400	×()小間	=¥
通常申込 [申込期限](事務局必着) 2014年11月28日(金)	会員※	¥356,400	×()小間	=¥
	会員外	¥388,800	×()小間	=¥

「スマートブースプラン」
(装飾・設備・備品のレンタル、
付帯サービス)のご案内をご希
望の方は、下記にチェックをお
付けください。
後日お送りいたします。□要

オプション*		単価(税込)	数量	料金
オプション*	会場案内図広告(会場図面広告)	¥108,000	1 枠	=¥
	会場内ストックルーム	¥108,000	× ユニット	=¥
	出展者セミナー	¥108,000	× 回	=¥
合計金額			¥	

同封の「出展者セミナーのご案内」より発表スケジュール日時をご記入ください。

第1希望	
第2希望	
第3希望	

★詳細はオプションサービスのご案内参照

※上記会員は一般社団法人日本能率協会会員と一般社団法人国際観光日本レストラン協会会員をさします。

支払方法 本出展申込書(契約書)に基づき請求書をお送りしますので、2014年12月26日(金)までに指定口座にお振り込みください。

2 2面開放小間指定権 (1小間のみ対象)

本指定権をお申込みいただきますと、2面開放小間をご用意いたします。但し、数に限りがありますので受付が出来ない場合もございます。

2面開放小間を申し込み場合は ☑を付けてください。	→ <input type="checkbox"/>	合計(税込)
2面開放小間(数量限定)		¥75,600

小間位置の決定について (必ずお読みください)
小間位置は、出展カテゴリー、小間数、申込日、水・ガス・床面アンカーボルト埋め込み工事の有無、出展製品、2面開放小間指定権、申し込みの有無などを勘案のうえ、会場構成計画に沿って事務局が決定いたします。ホール・通路の指定等はできませんので予めご了承ください。小間位置の発表は、2015年1月中旬(予定)に行います。

3 出展カテゴリー 出展を希望する展示会(カテゴリー)を下記から1つ選び、左欄に数字をご記入ください。

1. 食品・飲料 など	2. 非食品・飲料 など
-------------	--------------

<個人情報のお取り扱いについて>
一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報保護方針(<http://www.jma.or.jp/privacy>)をご覧ください。今回、ご記入いただきました出展者の皆様は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

事務局記入欄	担当	PM	GM	申込受付番号	請求書発行日	備考

4 会社基本情報 社印・代表印無きものは無効。

申込日: 2014年 月 日

会社名※	和文 フリガナ	英文
代表者	役職名 フリガナ	氏名
代表者連絡先所在地	〒	TEL FAX

※会社名は和文・英文共に法人格をご記入ください。

5 出展担当者情報 (4 会社基本情報と同じ箇所は「同上」としてしてください)

出展担当者連絡先所在地	〒	TEL	
		FAX	
出展担当者	所属部署・役職名		氏名
E-mail※			(フリガナ)

※申込後、事務局から各種ご連絡のメールを送信いたしますので、出展担当者のE-mailアドレスを必ずご記入ください。

6 出展者名表記 会場案内図、出展者一覧(五十音・アルファベット索引)、公式ホームページなどに掲載する際の表記となりますので、楷書で丁寧に記入ください。

フリガナ	
和文	
英文	

※会場案内図は法人格を除いて表記します。

(例) 和文: (株)能率食品 英文: NOURITSU Foods Co.,Ltd. (英文は大文字・小文字の表記などにご注意ください。)

(共同出展者を併記する場合) 和文: (株)能率食品/能率ビバレッジ(有) 英文: NOURITSU Foods Co.,Ltd./NOURITSU Beverage Inc.

※共同出展者がある場合は、共同出展者の連絡先を⑩通信欄にご記載ください。

7 実演の有無と必要とする施設 各項目いずれかに必ず○印をお付けください。

試食・試飲	給排水	都市ガス	床面(アンカーボルト埋め込み)工事
有・無	有・無	有()kW・無	有・無

※試食・試飲、調理実演ならびに給排水、ガス使用、床面工事には、別途申請が必要です。「出展の手引・提出書類」(後日配付)を確認ください。

8 主な出展製品 楷書で丁寧に記入ください。(46文字以内)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※コメントではなく、一般的な製品をご記入ください。例)養殖ブリ、マダイ用飼料

9 ホームページ http://

公式ホームページに掲載させていただきます。

公式ホームページへのリンクを希望しない場合はチェックを に入れてください。

10 通信欄 隣接を希望する企業、距離をおいて欲しい企業等がありましたら必ずご記入ください。(例)(株)○○と離してほしい、(有)○○に隣接

--

第1条 (出展物)

- (1) 出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に開催者の承諾を得た品目とします。
- (2) 次の各号に該当する物は、出展を禁止します。
 - ① 輸出入・販売禁止・麻薬、その他の禁止物
 - ② 引火性・爆発性または放射性危険物
 - ③ 工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
 - ④ 裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合は除く)
 - ⑤ 主催者の事前の承諾を得られなかった物
 - ⑥ 所轄行政庁により指示・勧告のあった物
 - ⑦ その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物
- (3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中であっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。
- (4) 主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、該当出展物の展示を取りやめ、もしくは該当規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。
- (5) ①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金額を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展者の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。

- ②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

第2条 (出展小間のレイアウト)

出展小間位置については、出展カテゴリー、出展小間数、申込日、水・ガス・床面アンカー・ボルト埋め込み工事の有無、出展製品、2面開放小間指定権申し込みの有無などを勘案のうえ、会場構成計画に沿って事務局が決定いたします。

第3条 (展示期間及び展示時間)

展示期間は、2015年3月4日(水)～同年3月6日(金)までの3日間とします。また、展示時間は3月4日(水)～5日(木)10:00～17:00、3月6日(金)10:00～16:30とします。

第4条 (出展小間料)

2014年10月17日(金)までに本出展申込書(契約書)を事務局にご提出いただいた場合は、早期申込出展小間料として、下記の料金を適用します。

区分	小間単価	消費税(8%)	計
基礎小間のみ	会員*	¥300,000	¥324,000
	会員外	¥330,000	¥356,400

※上記会員は一般社団法人日本能率協会会員と一般社団法人国際観光日本レストラン協会会員をさします。

2014年11月28日(金)までに本出展申込書(契約書)を事務局にご提出いただいた場合は、出展小間料として、下記の料金を適用します。

区分	小間単価	消費税(8%)	計
基礎小間のみ	会員*	¥330,000	¥356,400
	会員外	¥360,000	¥388,800

※上記会員は一般社団法人日本能率協会会員と一般社団法人国際観光日本レストラン協会会員をさします。

第5条 (出展申し込み等について)

出展申し込み方法、申し込み期限、出展料の支払い期限、支払い方法等については下記によります。

◆出展申し込み方法

表面の出展申込書に所要事項をご記入のうえお申し込みください。会社経歴書(または会社案内)、出展予定製品のカタログ(または取扱商品カタログ)を添付してください。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈早期出展申し込み期限〉

2014年10月17日(金)

〈通常出展申し込み期限〉

2014年11月28日(金)

※ただし、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。

〈出展申し込み先〉**和食産業展事務局**

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22
一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内
Tel: 03(3434)1377(直通) Fax: 03(3434)8076

◆出展料金支払い方法

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。
※振込手数料は自社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、**出展を取り消させていただきます、所定のキャンセル料をお支払い頂きます。あらかじめご了承ください。**

〈支払い期限〉2014年12月26日(金)

第6条 (出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約といふ)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を送付した時点とします。

第7条 (出展物の管理)

- (1) 各出展者は、自己の責任と費用において、各出展小間への出展物の搬出入と出展小間内の出展物の管理をしてください。
- (2) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条 (事故防止及び責任)

- (1) 出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。
- (2) 主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることが命ずることができます。
- (3) 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第9条 (展示会開催の変更及び中止)

- (1) 主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰さない原因により会期を変更、または本出展契約を解除することがあります。
- (2) 主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。
- (3) (1)及び(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第10条 (出展者による出展の取り消し)

- (1) 出展者からの出展申し込みの取り消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り、認めません。
- (2) 前項につき、主催者が出展者の出展取り消し、解約を了承する場合には、出展者は、下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。
- (3) 出展申し込み小間数の削減をする場合にも、出展申込の一部取り消し、解約とみなし、出展者は下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。

期 日	キャンセル料
申込日翌日～2014年11月28日(金)	税抜 出展料の 50%
2014年11月29日(土)～12月31日(水)	税抜 出展料の 80%
2015年 1月 1日(木)～ 1月31日(土)	税抜 出展料の 90%
2015年 2月 1日(日)以降	税抜 出展料の100%

なお上記表中の「期日」は、出展者からの出展取り消し、解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。

※「早期申込出展小間料」の適用期間内であっても、申込日翌日より上記の通りキャンセル料を支払わなければなりません。(例えば、8月1日に申込した後、8月15日にキャンセルした場合、キャンセル料が発生します。)
※出展申込小間数の削減をする場合にも、出展申込の一部取り消し・解約とみなし、上記キャンセル料をお支払いいただきます。

第11条 (日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第10条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第12条 (搬出入および会場施設)

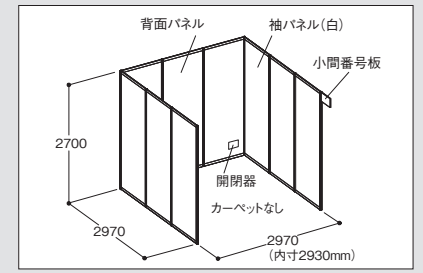
搬出入及び会場施設については、下記によるものとします。

- ① **会場 幕張メッセ**
- ② **搬入期間**
2015年3月 2日(月) 8:00～18:00
3月 3日(火) 8:00～18:00
※残業可(届出制)

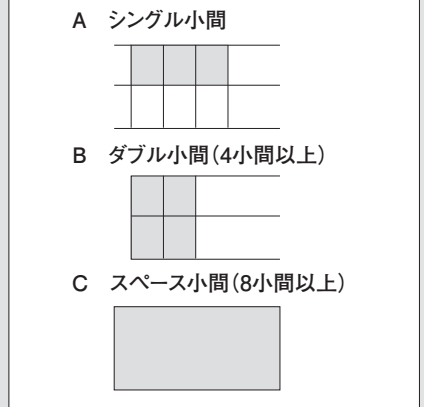
※3月2日(月)は、主催者工事の状況により搬入開始時間が変更となることがあります。

- ③ **搬出期間**
2015年3月6日(金) 16:30～24:00
※上記時間内に、装饰材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。
- ④ **展示小間の基本施設**

a. 基礎小間
基礎小間は主催者側で後壁・側壁(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾(カーペット、展示台、棚等)は、出展者の負担となります。

**b. 小間配列**

- (i) 1小間は間口2.97メートル×奥行2.97メートル×高さ2.7メートルとし、これを単列または複列に配列します。ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形小間を設置することがあります。



- 注1) 4小間以上はダブル小間が選択できます。
注2) 8小間以上はスペース小間の提供が可能です。
(ii) 各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。(システムパネル、白ビニール仕上げ)
(iii) 隣接小間がない場合は、間仕切はつきません。

⑤ 電気設備

1小間につき単相100V/300W容量までの電気供給一次幹線工事は、主催者側において行ないます。供給幹線は小間内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気配線工事と電気使用料は、出展者の負担となります。

⑥ 給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の負担となります。

第13条 (諸経費の負担)

- (1) 電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申込手続きを取り、所定料金を支払うものとします。
- (2) 出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。
- 第14条 (出展規定の変更)**
主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。
- 第15条 (禁止事項)**
出展者の次の行為を禁止します。

- ① 本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
- ② 指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
- ③ 重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる品物を搬入すること。
- ④ 他の出展者に迷惑となる行為、その他出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- ⑤ 出展小間内に宿泊すること。
- ⑥ その他本出展規定において禁止された事項。

第16条 (契約の解除)

- 主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。
- ① 出展料の全部又は一部を支払わない場合
 - ② 出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定に従わない場合
 - ③ 出展小間を、展示会出展の目的以外に使用した場合
 - ④ 出展小間を使用しない場合
 - ⑤ 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更正、会社整理の各申立があった場合
 - ⑥ 手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
 - ⑦ 公租公課につき滞納処分を受けたとき
 - ⑧ 主催者の信用を失墜する事実があったとき
 - ⑨ その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」に違反した場合

第17条 (原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間終了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展小間を明け渡さなければなりません。

- ① 出展小間を原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。

- ② 出展小間の明渡後、出展者が出展小間内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。
- ③ 出展者は、出展小間の明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展小間、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展小間内に自己の費用をもって設置した諸造作、設備等の買い取りを主催者に請求することはできません。
- ④ 出展者が、本出展契約終了後出展小間を明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展小間料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明渡遅延により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第18条 (延滞損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅滞損害金をお支払いいただきます。

第19条 (立ち入り点検)

- (1) 主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとし、ただし、非常の場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。
 - (2) 前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。
- 第20条 (出展の手引き)**
出展者は、「出展の手引」を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第21条 (小間内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつ小間内に展示時間中常駐し、来場者との対応、出展物の管理にあたることとします。

第22条 (マイク使用の禁止と音量規制)

- (1) マイクを使用した商品説明は原則として禁止します。(詳細は「出展の手引き」を参照)
- (2) 小間内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、小間前面2メートルにて計測して60デシベル以下とします。
- (3) 館内における音楽の生演奏は厳禁します。

第23条 (廃棄物の処理)

- (1) 展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺のエントランスは、出展者の責任によりお持ち帰りください。
- (2) 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

第24条 (装飾・施工)

- (1) 装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
- (2) 展示場の通路に施設や表示などを設けないでください。
- (3) 装飾物についての高さは原則として5.0m以下とします。ただし主催者が特別に許可した場合においてはこの限りではありません。
- (4) 出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止します。
- (5) 出展者が本条(1)から(4)のいずれかに違反し、主催者からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第25条 (火災・盗難・その他の事故等)

- (1) 主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、本条において「主催者ら」といいます。)は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体、並びに展示会来場者を含む第三者が被った損害(各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。
- (2) 主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会場案内図、プロモーション用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字・脱字等につきましては責任を負いません。
- (3) 出展者は、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、主催者ら又は展示会来場者を含む第三者に負わせた損害(所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について、直ちにその損害を賠償するものとします。

第26条 (管轄裁判所)

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

以 上